

**障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者介助等助成金の額等を定める件の一部を改正する件案に関する意見募集結果**

令和3年3月31日  
厚生労働省職業安定局  
障害者雇用対策課

厚生労働省では、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者介助等助成金の額等を定める件の一部を改正する件案について、令和3年1月20日から同年2月18日までホームページ等を通じて御意見を募集したところ、計1件の御意見をいただき、そのうち本件に関する御意見は1件でした。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方について、以下のとおりとりまとめましたので、御報告いたします。なお、取りまとめの都合上、いただいた御意見は適宜要約しております。

御意見をお寄せいただきました方の御協力に厚く御礼申し上げます。

御意見の概要	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 中小企業事業主への助成がより大きい事について、合理性が無いと考える。 また、措置対象者1人につき月4.5万円はやや大き過ぎると考える。1人につき3万円（あるいはそれ以下）にされたい。</li><li>・ （職場適応措置を講じた事業主であって、継続して雇用している障害者に対し、職務転換後の職務遂行に必要となる基本的な知識及び技能を習得させるための研修を実施したのに対して支給する障害者介助等助成金の額について）特段反対しない。</li><li>・ （職場支援員の配置等を行った事業主に支給する障害者介助等助成金の額について）限度の設定があるので、一応可と考える。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 御意見として承ります。</li>          <li>・ 賛成の御意見として承ります。</li>          <li>・ 賛成の御意見として承ります。</li></ul>